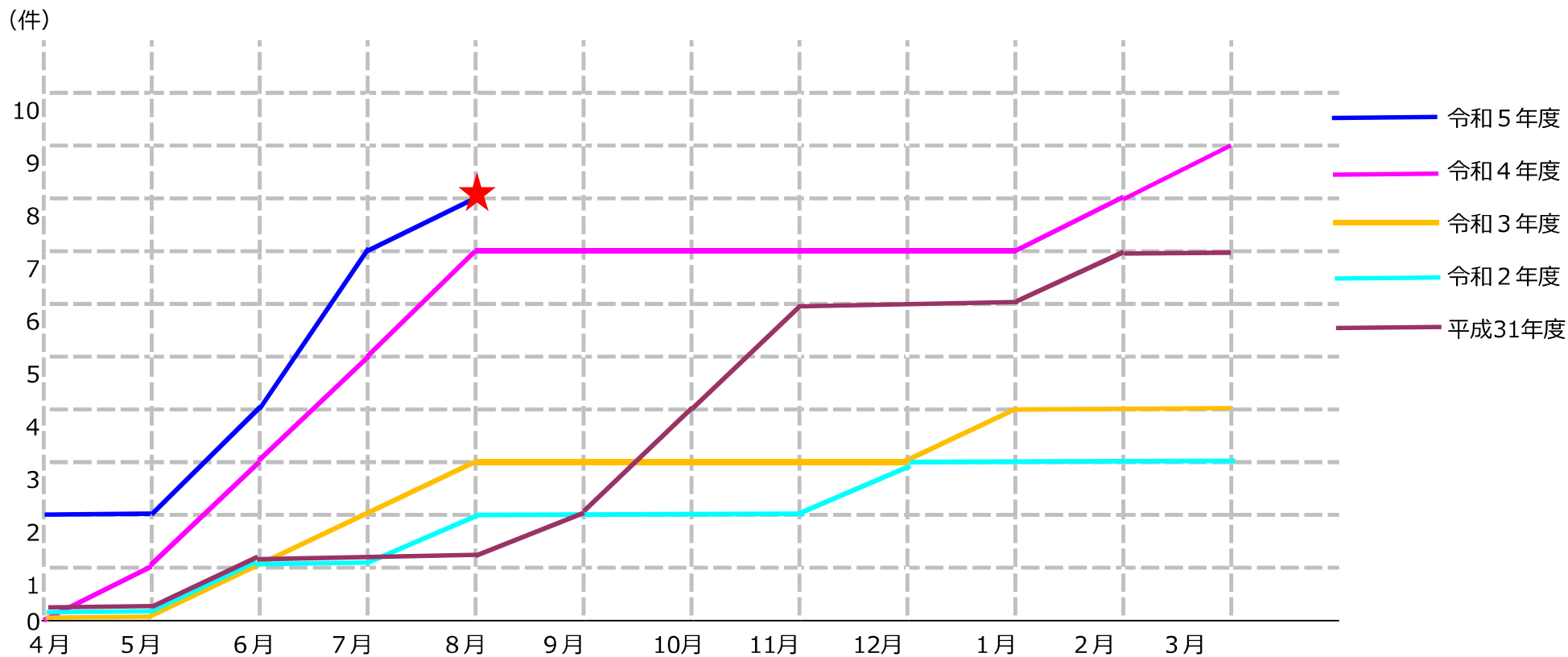


庁用自動車における安全運転の徹底について

令和5年8月30日
庁議資料

別紙1 庁用自動車事故件数の推移



【別紙2】

庁用自動車乗用時の注意事項

【出発時】

- 上長等による目視での酒気帯び確認
&
呼気検査（アルコールチェッカー） } **確認内容の記録**
- 車体の異常確認 ⇒ 外観のへこみ・傷・異音等
- ドライブレコーダーの確認（搭載車）
⇒ ・正常に撮影できているか
・SDカードがセットされているか
- ガソリン・充電状況の確認
※電気自動車で遠方に出張する際は、必ず事前に**充電できる場所を確認すること**

【帰庁時】

- 駐車時、同乗者によるサポート（先に降車して側面・後方確認を補助）
- 車体に異常がないか確認 ⇒ 外観のへこみ・傷・異音等
- 電気自動車の充電
⇒ 走行可能距離70km以下になったら
- 上長等による目視での酒気帯び確認
&
呼気検査（アルコールチェッカー） } **確認内容の記録**

【乗車中】

- 交通ルールの順守（**一時停止・車線変更禁止の徹底・法定速度の順守等**）
- 同乗者によるサポート（側面・後方確認等）
- 異変に気づいたら、必ず停車し周囲及び車両の確認をする。